指定給水装置工事事業者に関する確認書

（宛先）津市上下水道事業管理者

指定番号

氏名または名称　 　　　　　　　　印

住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

１　指定給水装置工事事業者の営業時間、業務内容

|  |
| --- |
| 営業日・営業時間 |
| 営業日　　　 ： 月　　火　　水　　木　　金　　土　　日　　祝  　営業時間　　 ： 午前　時　　分　～　午後　時　　分  　修繕受付時間 ： 午前 時 分　～　午後 時 分　営業時間と同じ  　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 漏水等修繕対応 |
| ア　屋内給水装置（給水管、トイレ、蛇口等）の修繕を行っている  　イ　屋外埋設給水管の修繕を行っている  　ウ　受水槽の修繕を行っている  　エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 給水装置新設・改造工事 |
| ア　配水管からの分岐～水道メーターまでの工事を行っている  　イ　水道メーター以降の給水装置工事を行っている  　ウ　水道メーターの増径・減径工事を行っている  　エ　水道メーターの移設工事を行っている  　オ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 |
|  |

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに津市水道局へ届け出るようお願いします。

２　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年間以内）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名・実施団体・研修内容 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※研修は水道法（給水装置関連）、給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報、給水装置の事故事例と対策技術、給水装置の維持管理に関する内容など、技術力の確保に資する内容を含んでいるものが対象です。

※外部研修については受講を証明する書類（受講者証等）の写しを添付してください

※内部研修については開催したことがわかる書類（実施記録、写真等）の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じて行数の追加やコピーをしてください。

※受講者名は公表対象ではありません。

【水道法施行規則】

第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

３　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

* 配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない
* 配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能（経験）を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 保有している資格等  （保有していない場合は×を記入） | 工事  年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※資格等は以下に示すもの（下線部）を記載してください。

　①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

　③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

　④公益財団法人給水装置工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※技能を有する者の氏名は公表対象ではありません。

※行数が足りない場合は行の追加やコピーをしてください。

※配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない場合は、任意の記載になります。

※雇用関係になく下請け等を含んだ、給水装置工事に従事した方も記入ください。

【水道法施行規則】

第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

指定給水装置工事事業者に関する確認書

（宛先）津市上下水道事業管理者

記入例

指定番号　　９９９９

氏名または名称　 津市水道（株）

住 所　津市殿村５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　059-237-5807

１　指定給水装置工事事業者の営業時間、業務内容

|  |
| --- |
| 営業日・営業時間 |
| 営業日　　　 ： 月　　火　　水　　木　　金　　土　　日　　祝  　営業時間　　 ： 午前８時３０分　～　午後５時１５分  　修繕受付時間 ： 午前 時 分　～　午後 時 分　営業時間と同じ  　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  営業時間外も修繕受付をしている場合などは記入下さい。 |
| 漏水等修繕対応 |
| ア　屋内給水装置（給水管、トイレ、蛇口等）の修繕を行っている  　イ　屋外埋設給水管の修繕を行っている  　ウ　受水槽の修繕を行っている  　エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 給水装置新設・改造工事 |
| ア　配水管からの分岐～水道メーターまでの工事を行っている  　イ　水道メーター以降の給水装置工事を行っている  　ウ　水道メーターの増径・減径工事を行っている  　エ　水道メーターの移設工事を行っている  　オ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 |
|  |

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに津市水道局へ届け出るようお願いします。

２　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年間以内）

主任技術者等の研修の受講実績を記入願います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名・実施団体・研修内容 | 受講年月日 |
| 水道　花子 | 自社内研修  水道法（給水装置関連）について | 平成30年6月1日 |
| 水道　太郎 | 給水装置工事主任技術者研修  公益財団法人給水装置振興財団  主任技術者の最新の技術や制度 | 令和元年9月1日 |
|  | e-ラーニングで実施した場合は、修了年月日が表示された画面のコピーを添付ください。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 対象となる研修の要件はこちらです。 |  |  |
|  |  |  |

※研修は水道法（給水装置関連）、給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報、給水装置の事故事例と対策技術、給水装置の維持管理に関する内容など、技術力の確保に資する内容を含んでいるものが対象です。

※外部研修については受講を証明する書類（受講者証等）の写しを添付してください

※内部研修については開催したことがわかる書類（実施記録、写真等）の写しを添付してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じて行数の追加やコピーをしてください。

※受講者名は公表対象ではありません。

【水道法施行規則】

第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

３　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

必ずどちらかにチェックしてください

* 配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない

☑ 配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能（経験）を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 保有している資格等  （保有していない場合は×を記入） | 工事  年度 |
| 水道　太郎 | ○ | 配管工 | H30 |
| 水道　花子 | ○ | × | H31 |
| 資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※資格等は以下に示すもの（下線部）を記載してください。

　①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

　③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

　④公益財団法人給水装置工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※技能を有する者の氏名は公表対象ではありません。

※行数が足りない場合は行の追加やコピーをしてください。

※配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない場合は、任意の記載になります。

※雇用関係になく下請け等を含んだ、給水装置工事に従事した方も記入ください。

【水道法施行規則】

第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。